

令和5年11月27日 厚生労働省・文部科学省通知（概要）

- 令和7年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について
各都道府県は積極的に大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。
文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性を十分に精査し、とりわけ前年度比増となる意向の都道府県・大学や医師多数の都道府県については、都道府県の医師偏在指標や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成課程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員の状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、地域における医師の確保に真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。

令和6年4月23日 厚生労働省・文部科学省事務連絡（概要）

- 都道府県（特に医師多数県や医師少数区域がない医師中程度県）
特定の地域枠等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合、臨時定員としてではなく、恒久定員内地域枠に移行して設置することも含め、大学と調整を行うこと。
- 大 学
臨時定員としてではなく、恒久定員内での地域枠や地元出身者枠の設置の検討を進めるとともに、都道府県から臨時定員地域枠から恒久定員内地域枠や地元出身者枠への移行について相談があった際には、当該移行について、積極的に検討を行うこと。

令和6年5月7日 厚生労働省・文部科学省事務連絡（概要）

- 令和7年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法については、第4回医師養成過程を通じた医師偏在対策等に関する検討会（令和6年4月26日）において方針が合意されており、特に、医師多数県・医師多数県の臨時定員地域枠を設置する大学については、臨時定員地域枠数が令和6年度と同数の配分とはならないことが見込まれており、予め留意の上、意向数の検討を進めること。